

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 嶺北消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	65.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	65.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	—	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	84.8	%
1～5年	89.1	%

【説明欄】

- ・女性職員が占める割合が全体の4.4%であり、勤続年数10年以下に偏っていること、また育児休業の取得率は女性が高く、取得期間も長期となっていることから相対的に女性職員の給与水準が低くなる。
- ・任期の定めのない常勤職員の扶養手当について、男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は68.9%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員及び勤続年数別の情報において、男女のどちらかに該当職員が存在しない場合、若しくは情報公表の対象職員が1名である場合は「—」と記載している。
- ・役職段階別の情報において、該当する職員がいいため「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。